

令和2年度第1回 久留米市特定空家等対策審議会 議事録

日時 令和2年6月24日(水) 10:00～

場所 市庁舎13階 1301会議室

出席者 [審議会] 森部委員、大野委員、中村委員、城戸委員、柴本委員(5名出席)
[事務局] 飯田建築指導課長、権藤主査、永川主査、岩谷、甲斐田、一ノ瀬

1. 【(1) 取組み状況等の報告(久留米市特定空家等判断基準について)】

事務局より説明

2. 【(1) 特定空家等に対する措置の対応方針について】

事務局より説明

【(1) 特定空家等に対する措置の対応方針について】の審議内容

委員: 倒壊した建物に関しては特定空家等の認定外となるが、建築指導課から他部署へ対応を引き継ぐのか。

事務局: 既に倒壊しており、悪影響を及ぼす危険性がなく特定空家等の判断基準には該当しない。ただし、近隣等からの相談に応じ、関係部署と連携して対応していく。

委員: 措置完了の内容は、修繕や除却までのことか。

また、代執行後の費用回収も審議会の内容に含まれるのか。

事務局: 措置完了とは、安全性が確認できる状態と考えている。また、費用回収は審議内容には含まれていない。

委員: 所有者調査は、税情報の確認後、登記簿情報を確認する流れか。

事務局: 所有者等を早期に特定するため、まずは税情報を確認し、並行して登記簿情報の取得を行っている場合もある。

委員: 解体後の跡地なども考え、略式代執行と財産管理人制度の使い分けを判断するか。

事務局: 個々の案件、跡地売却の可能性を含めて今後の活用手法を検討していく。

委員: 勧告後は、住宅用地の特例解除により不利益処分となるため、他行政では躊躇している傾向にある。久留米市は指導後、勧告までは粛々と対応するか。

事務局: 期間を設け、複数回の指導を行い、改善が見込まれない場合は、勧告を行う。不利益処分という見方もあるが、所有者等に対し、きちんと説明していく。

委員: 措置の権原なしの土地所有者等に対しての指導、勧告ができるのか。相続放棄の場合は、所有者不明とならないのか。

事務局: 国のQ&Aによると、措置の権原のない土地所有者や相続放棄をした相手にも勧告できる。相続放棄をした相手に勧告後、命令しても権原はない。

3. 【(3) その他報告事項について】

事務局より説明

【(3) その他報告事項について】

委員: 解体後の住宅用地の特例の据え置き等の対処はあるか。

事務局: 解体後の固定資産税の減免制度は、関係部局との協議を検討していく。